

前金	部分払	
無	一回	

平成 2 8 年度 営生学第 1 - 1 1 号

旧明村役場庁舎耐震補強その他工事に係る地質調査業務委託

業務場所	津市 芸濃町林 地内
業務期間	平成 2 8 年 7 月 2 9 日まで
業務概要	機械ボーリング 2 箇所 (計 2 0 m)

部長	部次長	営繕課長	調整・建築営繕担当主幹 検算者	建築営繕担当 照査責任者	担当	設計者
/	/		設備担当副主幹 検算者	設備担当 照査責任者	担当	設計者

津市建設部営繕課

津市建設部營繕課

特 記 仕 様 書

【現場の調査に関する事項】

受注者は、現場の調査を行う技術者（下請負を含む）には氏名、業務名、期間、顔写真、受注会社名及び社印の入った名札を着用させること。

<名札の例>

写 真 2cm×3cm 程度	調 査 技 術 者 氏 名 ○○ ○○ 件 名 ○○○○○業務委託 工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 社 名 ○○○○株式会社 印
--------------------------	---

注1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2）印は所属会社の社印とする。

【測量調査設計業務実績情報サービスの登録に関する事項】

受注者は、受注時において契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録機関に登録申請をしなければならない。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年津市訓第34号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに、所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力を願うものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- (1) 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- (2) 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- (3) 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- (4) 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

地質調査業務委託仕様書

1. 業務名称

平成28年度営生学第1-11号

旧明村役場庁舎耐震補強その他工事に係る地質調査業務委託

2. 調査内容

ボーリング調査、標準貫入試験、細粒分含有率試験

3. 業務内容

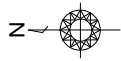
(1) 敷地の条件

- ① ボーリング調査は、掘削孔径φ66mm 10m 2箇所とする。
- ② ボーリング位置は別添図面によるが、市監督員の立ち会いのうえ決定する。
- ③ ベンチマークについては、市監督員の指示による。
- ④ ボーリング深度については、地層の状況により適宜増減することがある。
- ⑤ 地下水位については、正確にその深さを測定し、調査終了まで毎日作業前に水位を測定記録する。なお、地下水位を確認するまでは、原則として無水掘を行うこと。
- ⑥ 標準貫入試験は、1mごと及び地層の変化に応じて行う。
- ⑦ ボーリングが完了した時点で市監督員の立ち会いのうえ、深さの確認を行う。
- ⑧ 細粒分含有率試験の資料は約2mごと及び地層の変化に応じて採取する。
- ⑨ 調査孔は現況復旧とする。(現況：山砂敷き 2箇所)
- ⑩ 調査時はガードフェンス(H=1,800)等にて周囲を囲うこと。
- ⑪ 業務着手前に業務計画書を市監督員に提出し、承諾を得ること。

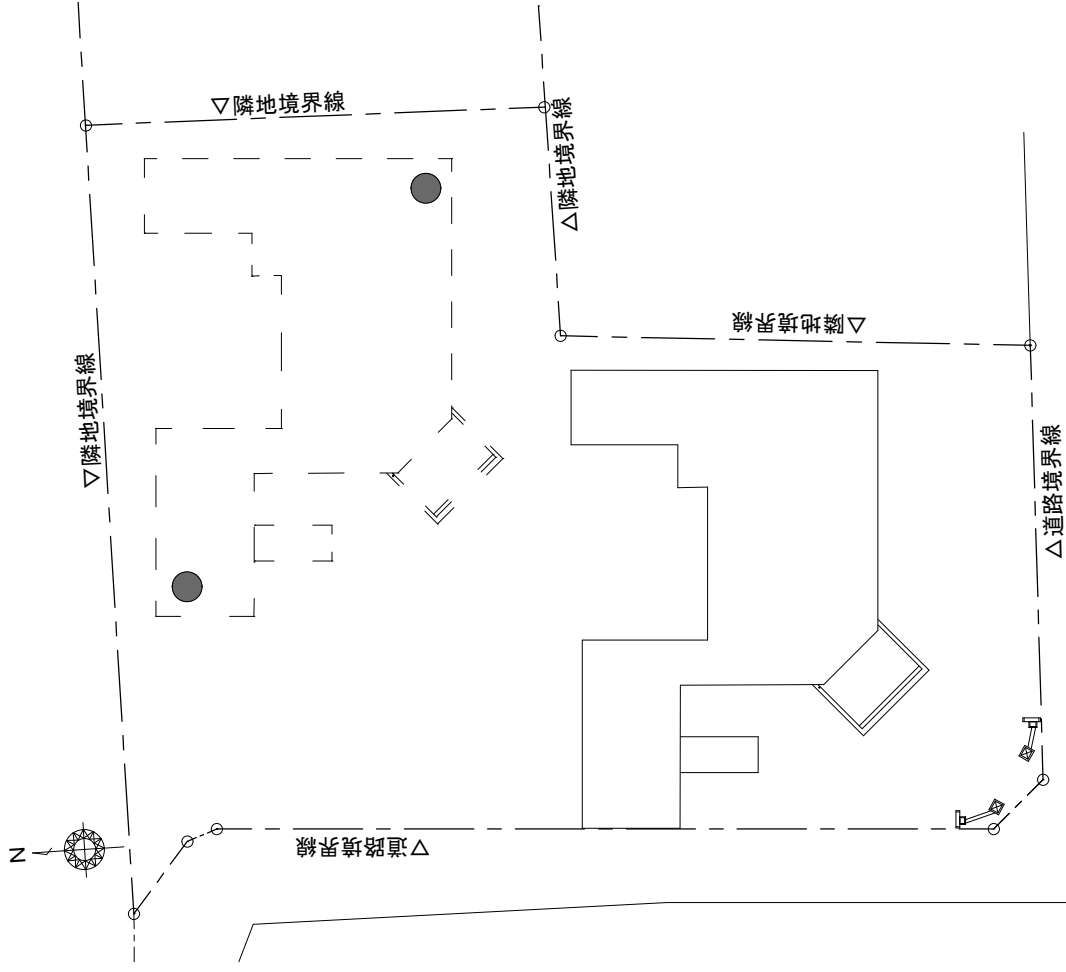
4. 成果品の提出

- ① 報告書 2部(金文字製本)
 - ・調査方法
 - ・調査結果
 - ・基礎設計に関する考察
 - ・土質柱状図
 - ・土質断面図
 - ・現場記録写真
 - ・その他
- ② 土質標本 1セット(各調査箇所別に標本箱に入れて提出)

旧明村役場庁舎



位置図



配置図

● : 調査位置